

(1)〔長期入所〕介護保険基準サービス費用

利用料金（従来型個室）（多床室）

基本サービス費	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
介護老人福祉施設サービス費(I)(II)	559円	627円	697円	765円	832円

加算費目	金額	加算費目の説明
日常生活継続支援加算	36円	入所者に占める要介護4と5の方と、介護が必要な認知症の方の割合に応じて、介護福祉士資格を持つ介護職員を配置していることによる加算料金です。
夜勤職員配置加算(I)ロ	13円	朝食、夕食時間帯を含む夜勤時間帯の勤務職員を、基準より多く配置していることによる加算料金です。
看護体制加算(I)ロ	4円	常勤の看護師を1人以上配置していることによる加算料金です。
配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間 650円/回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝(午前6:00～午前8:00)・夜間(午後6:00～午後10:00)又は深夜(午後10:00～午前6:00)に施設を訪問し入所者の診療を行ったことによる加算料金です。
	深夜 1300円/回	
排せつ支援加算	1月あたり 100円	多職種が排泄にかかるガイドラインを参考として、排泄に介護を要する原因等についての分析と分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することによる加算料金です。
褥瘡マネジメント加算	1月あたり 10円	入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、施設入所時に評価するとともに、3月に1回評価を行います。 その評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対し、関連職種が入所者毎の褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施することによる加算料金です。
栄養マネジメント加算	14円	管理栄養士が入所者の栄養状態を調べ、個々に栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行っていくための加算料金です。
低栄養リスク改善	1月あたり 300円	低栄養リスクの高い入所者に対して、他職種が低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき低栄養リスクの改善対応を実施することによる加算料金です。
初期加算	30円	新規入所者の方や、病院や診療所等に30日以上入院した後に再入所された方に対して、入所の日から30日間に限り加算料金をいただきます。施設での生活に慣れるための様々な取組みに対する加算料金です。
外泊時加算	246円/ 日	利用者が6日以内の入院又は外泊をされた場合に、サービス料金に代えて、月に6日間いただく加算料金です。
療養食加算	6円/回	疾病治療の為、医師が発行する食事箋に基づく療養食を提供した際の加算料金です。加算対象となる食事は下記のとおりです。 〔糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食を除く。）貧血食、〕 〔膵臓病食脂質異常症食、通風食、特別な場合の検査食〕
経口移行加算	28円	経管栄養から、経口摂取の食事に移行しようとする場合に180日間いただく加算料金です。 ただし、この期間を経過しても、医師から指示があった入所者については、2週間ごとに見直しを行いながら、引続き加算料金をいただきます。

経口維持加算（Ⅰ）	1月当り 400円	経口摂取をしているものの、摂食機能障害があり、「誤嚥が認められる入所者」に対し、医師の指示に基づき、嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従って特別な管理を行った場合に当該計画が作成された日の属する月から6ヶ月間いただく加算料金です。 ただし、医師から指示があった入所者については、経口維持計画が作成された日の属する月から6ヶ月間を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者である場合、1ヶ月ごとに見直しを行いながら、引続き加算料金をいただきます。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費 ×8.3%	介護職員の賃金の改善に要する費用として、基本サービス費と加算(特定処遇改善加算を除く)に対して、8.3%を加算する料金です。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費 ×2.7%	介護職員等の賃金の改善に要する費用として、基本サービス費と加算(介護職員処遇改善加算を除く)に対して、2.7%を加算する料金です。

※ 介護保険基準サービス費用については、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合(1割～3割)を負担いただくこととなります。上記に記載された基本サービス費/加算費目の金額は1割負担の場合の記載となります。介護保険負担割合証に記載されている負担割合が2割又は3割の場合には金額が異なります。

### (入院期間中の利用料金について)

- 入院期間中の基本サービス費につきましては、外泊時サービス費として6日間負担していただきます。7日目以降の基本サービス費はかかりません。
  - ・ 食費はかかりません。
  - ・ 居住費につきましては基準費用額を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、入院日以降6日目までは補足給付があるため、限度額分を負担していただきます。7日目以降につきましては補足給付がないため、基準費用額分を負担していただくこととなります。
  - ・ 入院前に利用していたベッドを契約者同意のうえで、短期入所者が利用する場合には、その日数分は居住費の負担はありません。
- 同済病院への入院日及び同済病院からの退院日につきましては、同一敷地内にある施設のため、介護保険が適用されません。そのため、入院日及び退院日のサービス利用料金につきましては、10割分を負担していただくこととなりますが、経済的なご負担も考慮し、基本サービス費と加算料金を合わせた分の介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合を負担していただきます。(9割分はみどり荘で負担します。)
  - ・ 居住費につきましては補足給付がないため、基準費用額分を負担していただきます。
  - ・ 食費につきましても補足給付がないため、入院日及び退院日に食事が提供されていた場合には、それぞれ提供された食数分(1食あたり460円)を負担していただきます。
- 他医療機関への入院日及び他医療機関からの退院日のサービス利用料金につきましては、介護保険が適用になるため、基本サービス費と加算料金を合わせた分の介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合を負担していただきます。
  - ・ 居住費につきましては、介護保険限度額認定を受けている場合には、補足給付があるため限度額分を負担していただきます。
  - ・ 入院日及び退院日に食事が提供されていた場合には、それぞれ限度額分を負担していただきます。

## (2)〔短期入所〕介護保険基準サービス費用

### 個室利用料金（個室）（多床室）

基本サービス費	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）（Ⅱ）	586 円	654 円	724 円	792 円	859 円

費 目	金額	費 目 の 説 明
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 円	常勤で勤務する看護職員、介護職員の配置人数を、60%以上の配置基準にしていることによる加算料金です。
看護体制加算（Ⅰ）	4 円	常勤の看護師を1人以上配置していることによる加算料金です。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13 円	朝食、夕食時間帯を含む夜勤時間帯の勤務職員を、基準より多く配置していることによる加算料金です。
療養食加算	8 円/回	疾病治療の為、医師が発行する食事箋に基づく療養食を提供した際の加算料金です。加算対象となる食事は下記のとおりです。 〔糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食を除く。）貧血食、 膵臓病食脂質異常症食、通風食、特別な場合の検査食〕
短期入所生活介護送迎加算	184 円	利用者に対して送迎を行う場合にいただく加算料金です。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費 ×8.3%	介護職員の賃金の改善に要する費用として、基本サービス費と加算(特定処遇改善加算を除く)に対して、8.3%を加算する料金です。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費 ×2.7%	介護職員等の賃金の改善に要する費用として、基本サービス費と加算(介護職員処遇改善加算を除く)に対して、2.7%を加算する料金です。

※ 介護保険基準サービス費用については、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合(1割～3割)を負担いただくこととなります。上記に記載された基本サービス費/加算費目の金額は1割負担の場合の記載となります。介護保険負担割合証に記載されている負担割合が2割又は3割の場合には金額が異なります。

(医療機関から短期利用となる場合、または短期利用中に入院となった場合の利用料金について)

- 同済病院からの利用初日及び同済病院への入院日につきましては、同一敷地内にある施設のため、介護保険が適用されません。そのため、利用初日及び入院日のサービス利用料金につきましては、10割分を負担していただくこととなりますが、経済的なご負担も考慮し、基本サービス費と加算料金を合わせた分の介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合を負担していただきます。(9割分はみどり荘で負担します。)
  - ・ 居住費につきましては補足給付がないため、基準費用額分を負担していただきます。
  - ・ 食費につきましても補足給付がないため、利用初日及び入院日に食事が提供されていた場合には、それぞれ提供された食数分(1食あたり460円)を負担していただきます。
- 他医療機関からの利用初日及び他医療機関への入院日のサービス利用料金につきましては、介護保険が適用になるため、基本サービス費と加算料金を合わせた分の介護保険負担割合証に記載され

た利用者負担の割合を負担していただきます。

- ・ 居住費につきましては、介護保険限度額認定を受けている場合には、補足給付があるため、限度額分を負担していただきます。
- ・ 利用初日及び入院日に食事が提供されていた場合には、それぞれ限度額分を負担していただきます。
- ・ 限度額認定を受けていない場合には、居住費につきましては基準費用額分を負担していただきます。また、食費につきましては、提供された食数分（1食あたり460円）を負担していただきます。

### (3) [長期入所・短期入所] 介護保険基準外サービス費用

#### ① 滞在費

(1日あたり)

	基準費用	第1段階 老齢福祉年金、生活保護受給者など		第2段階 80万円以下		第3段階 80万円超～266万円以下		第4段階 266万円超	
		補足給付	自己負担	補足給付	自己負担	補足給付	自己負担	補足給付	自己負担
個室	1,171円	851円	320円	751円	420円	351円	820円	0円	1,171円
多床室	855円	855円	0円	485円	370円	485円	370円	0円	855円

※ 負担段階は、年間の合計所得金額と課税年金収入額の合計に加えて、ご本人と配偶者の資産要件に応じて限度額が設定され、補足給付が行われます。(申請が必要です)

#### ② 食費

○基準額 1,392円(1日3食) 1食あたり 464円

※ 第1段階、第2段階の自己負担額は1日あたりの負担限度額が定められているためすべて同額となります。

※ 第3段階の方は、2食以上摂取した場合1日650円となります。

※ 第4段階の方は、補足給付が適用されません。

食事	第1段階 老齢福祉年金、生活保護受給者など		第2段階 80万円以下		第3段階 80万円超～266万円以下		第4段階 266万円超	
	補足給付	自己負担	補足給付	自己負担	補足給付	自己負担	補足給付	自己負担
1食のみ	164円	300円	74円	390円	0円	464円	0円	464円
2食のみ	628円	300円	538円	390円	278円	650円	0円	928円
3食	1,092円	300円	1002円	390円	742円	650円	0円	1,392円

※ 負担段階は、年間の合計所得金額と課税年金収入額の合計に加えて、ご本人と配偶者の資産要件に応じて限度額が設定され、補足給付が行われます。(申請が必要です)

#### ③ 日常生活費等

(1回あたり)

理美容代	長髪（顔剃り有）	1,600 円	希望により市内理容店の出張理髪を提供します。
	丸刈り（顔剃り有）	1,400 円	

## 1.5 利用者負担軽減の制度

### (1) 高額介護サービス費

居宅サービスや施設サービスを利用して保険給付を受け、支払った自己負担額（居住費（滞在費）・食費の負担額を除く。）が一定額を超えた場合に支給される介護給付で、超えた分が払い戻されることにより自己負担額の軽減を図るものです。詳しくは各市町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

#### 1 世帯の自己負担額の上限（1ヶ月当たり）

1	① 生活保護被保護者 ② 老齢年金受給者でかつ市町村民税世帯非課税者 ③ 市町村民税世帯非課税者（年金80万円以下）	15,000円
2	市町村民税世帯非課税者（年金80万超～266万円未満）	24,600円
3	その他の世帯者	37,200円

※ 同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一月に受けたサービスに係る自己負担額が対象となります。

### (2) 社会福祉法人等により利用者負担軽減制度

低所得で生計が困難である者に対して、介護保険制度サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割から、利用者負担を軽減することにより介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とした制度です。

#### 【対象者の要件】

次の要件のすべてを満たす者のうち、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、軽減の必要があると認められる者を対象とします。（生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の利用者を除く。）

- ① 住民税非課税であること。
- ② 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ③ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑤ 住民税の扶養控除対象、または医療保険の被扶養になっていないこと。
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

#### 【減額割合】

利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とします。

#### 【対象となる費用】

みどり荘の場合、短期入所生活介護、介護老人福祉施設サービス（長期入所）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）が対象となります。

#### 【利用方法】

保険者に申請を行い、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受けたのち、確認証を施設に提示してください。